

無所属の中西智子です。

第1号議案 H29年度(2017年度)箕面市一般会計予算について、原案に反対し、神田議員ほか4名提出の修正案に賛成する立場で討論します。

原案に反対する理由の1点目に、市民の個人情報を守るという視点が希薄であることです。

自衛隊への若者の個人情報、すなわち住所・氏名・年齢・性別について、今年度は15歳の男子693名の閲覧が、陸上自衛隊高等工科学校の生徒募集を目的におこなわれました。さらに箕面市は、18歳から27歳までの若者の6,136名分の4情報を、閲覧ではなく、紙ベースに出力して自衛隊に提供しています。大阪府下43市町村のなかで箕面市を含めた9団体だけがこのような方法で自衛隊への情報提供を行いました。言い換えれば、他の34団体は同様の自衛隊の求めには応じていない、という状況です。

またさらに新年度について市の姿勢を確認したところ、自衛官募集を目的とした15歳の個人情報の閲覧申請があった場合には、これを認める、というものでした。

しかしながら、厚労省と文科省は中学生への求人活動については家庭訪問や文書活動の禁止を明確に禁じています。このことは大阪府のホームページにも記載されており、求人募集については学校とハローワークが指導する旨、明記されています。

市は防衛省が保護者への通知を認めているので、保護者宛の募集は問題ない、という考えを示しています。厚労省・文科省・大阪府が禁じていることよりも、防衛省の通達だけをよりどころとして積極的に市民の個人情報を提供しようとするには、納得できません。

さて、自衛隊への紙ベースでの個人情報の提供については、過去、国会でもたびたび議論となり、2003年には当時の石破防衛庁長官が「事実上、この事務は協力要請であり、協力してくれる自治体は出してください、協力できないところはそうはいきません」というような答弁がありました。またさらに当時の片山総務大臣は「名簿提供は自治体の義務ではなく、あくまで防衛庁が協力を依頼する事項だと整理している」という答弁もあります。自衛官募集の法定受託事務とは、のぼりやポスターの設置のことであり、名簿提供は、あくまで市町村の任意の事務です。何よりも他の多くの自治体が名簿を提供していないことから明らかです。市は、市民の個人情報を守り、自己情報コントロール権を尊重する立場を選択すべきであると考えます。

また、マイナンバー制度を活用した任意事業のコンビニ交付についてですが、1 月末の時点で、マイナンバーカードの交付率はわずか10.2%となっています。またコンビニ交付の1月の発行状況は219件なので、損益分岐点といわれている3万件にははるかに及びません。コンビニ交付はマイナンバーカードを持っている人しか利用できませんし、11月末の自動交付機の廃止と合わせて、市民の利便性、費用対効果の両側面から、評価できません。

さらに、マイナンバー制度を悪用したなりすましや詐欺事件のリスクがあり、国はマイナンバーカードの申請率向上も視野に入れて、銀行預貯金口座、予防接種簿などに紐づけして拡大利用される予定になっていますし、保険証や運転免許証、旅券などへの拡大も検討されています。当初は「社会保障・税・防災対策」に限定されていたにも関わらず、マイナンバー施行日を待たずして「法改正」され、利用拡大が広がろうとしています。危険極まりない制度拡大に向かって、市が率先して任意の拡大利用をはかることについては賛成できません。

2点目には、市の窓口業務民営化の拡大路線についての問題です。

新年度から新たにライフプラザと国保年金課の窓口業務委託の拡大が予算化されています。窓口で事務の内容について確認したところ、たとえば年金関係の申請事務は200~300種類くらいあるとのこと。現在は専門の資格を持つベテラン職員の方が対応しておられますが、民営化されたときに今と同様のサービスが提供できるのでしょうか。相談業務においては担当者の継続性が求められますが、そのあたりも不安要因です。また、市民の方と直に接することで、市民の多様な悩みや課題と向き合うことができます。経験を重ねることで、よりよいサービス提供に繋がります。そのような貴重な経験を「効率化」の名のもとに逃してしまうことには反対です。

一方、委託された民間事業所の従業員として働く人たちの現状は期末手当もなく、官製ワーキングプアを生み出す温床ともなります。同一価値労働・同一賃金の原則が保障されない「民営化」の在り方にも賛成できません。

3点目は市の弱者切り捨てともいえる政策についてです。

「子どもの貧困」対策が施政方針の中に挙げられていますが、小中学生の就学援助支給対象の拡大や、給付型奨学金制度については市は実行する意志がまったくありません。

箕面市では、かつては生活保護基準の1.3倍までを就学援助の対象としていましたが、今は1.0倍の方に対して学用品費と学校給食費等を援助しています。

文科省が実施した2014年度の調査では、生活保護基準に一定の倍率をかけて準要保護認定をおこなっている市町村のうち、基準の倍率をもっとも多いのが1.3倍の31.9%であり、1.3倍~1.5倍を基準にしているところを合わせると40.3%の自治体に

及んでいます。また箕面市では、ゼロ試案という行財政改革をおこなった際に、クラブ活動費の支援を廃止しました。「子育て日本一」「子どもの貧困対策」を掲げているのに、何とお粗末な子ども支援施策なのでしょうか。子どもの貧困対策は手厚くするべきであると考えます。

さらに、オレンジゆずるタクシーのモデル事業についても、モデル事業開始時点で利用券を受給していた障害のある人には、引き続き配布され、モデル事業開始後に、登録した障害のある人には無料の利用券が配布されない、という不公平なサービス提供が行われています。

また、市は「無償でサービスが提供されるのを福祉とは考えていない」と委員会で答弁しておりましたが、市は福祉分野についても受益者負担で語ろうとしています。では障害者の移動の権利や、合理的配慮はどのように考え、位置づけるのでしょうか。

市はオレンジゆずるタクシーを走らせることが「福祉的視点である」と説明していますが、所得の有無にかかわらず一律の運行料を取ることが「公平」なのでしょうか。ここには応能負担の考え方がなく、格差や貧困を考慮した視点もありません。弱者切り捨ての論理であり、認めるわけにはいきません。

このような施策の根底にあるのは予算の圧縮です。本来必要なところに、福祉的支援を行うのが行政の使命であるはずなのに、本末転倒と言わねばなりません。

4点目に、先ほどの第23号議案に対する討論にもありましたが、北大阪急行延伸事業に伴う大阪大学外国語学部の新キャンパス移転のための用地購入についての問題です。市の説明では、2017年度は新船場駅前の約7,700㎡の土地を箕面市が取得し、その後大阪大学に所有権移転を行う。同時に等価交換分の阪大キャンパス用地を箕面市が取得するという事になっています。14万400㎡の土地から等価交換分を差し引いた土地と、既存建築物の補償費を含めて、箕面市は約100億円の支出となる見込みです。現箕面キャンパス取得後も、新キャンパスが完成するまでは無償で貸与することになっているようで、大阪大学には至れり尽くせりの対応です。現キャンパスの広大な土地利用も決まっておらず、財政が厳しいからと福祉や社会保障費を削る一方で、このようなムダ遣いは、非常にバランスの悪い予算の配分であると考えます。

市は現キャンパスの購入理由について「乱開発を防ぐため」と説明しています。しかし、大阪大学が、相手を構わずに無茶な売り方をするとは思えません。このような投資的経費の使い方は市民の理解が得難く、容認できません。

5点目に、市の人権施策が不十分な点についてです。

この数年間、市の庁舎や公・民の施設内において、差別落書き事件が幾度となく発生しています。さまざまな差別落書きが後を絶たない状況であるにも関わらず、人権施

策への思い切った予算措置や目新しい取組みがありません。市の人権意識が非常に問われています。本気で差別と闘い、人権を大切にしたい、という意気込みが感じられません。

人が人らしく生きるために、基本的人権を守るのは、行政の根源的な役割であるはず です。

以上、原案は総じて、北大阪急行線延伸関連事業等のハード整備に大きな予算を配分する一方で、行政が本来大切にしなければならないソフト部分の予算の圧縮をはかり、かつ躊躇なく福祉的予算を削減する弱者切り捨て型の予算編成となっています。

一方、修正案は、代表的なものに絞って提案されましたが、北急関連開発に関わる課題のある部分を指摘し、また格差と貧困を是正し、弱者を守る視点が示されています。さらに市役所が本来為すべき業務の在り方についても課題提起をおこなったものであることから賛成いたします。

なお、さきほどの中井議員さんの討論のなかで、修正案に対する質問に対して、提案者が虚偽に説明をおこなったというような抗議がありましたが、修正案の作成に関しては、原課と打ち合わせの上、ご提案したものであること、またライフプラザでは相談できる個室がいくつもありプライバシーを守ることが可能でありますことを申し添えまして、討論を終わります。